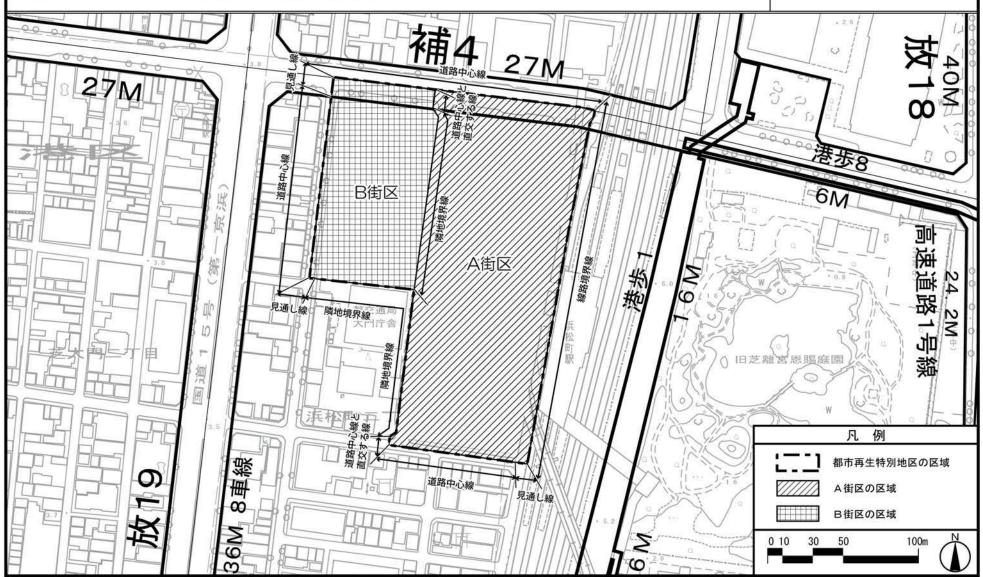
都市	『市計画都市再生特別地区を次のように変更する。										
	種類	面積	建築物そ の他の工 作物の誘 導すべき 用途	建築物の容 積率の最高 限度	建築物	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建 築面積の最 低限度	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	重複利用区域 及び当該重複 利用区域内に おける建築物 等の建築又は 建設の限界	備考
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	B街区	約2.3ha	-	112/112/112/112/112/112/112/112/112/112	40 / 10	8/10 ただし、建築 基準法第53条第 5項第1号に該当 する建築物にあっては、2/10を 加えた数値とす る。	500m <sup>2</sup>	高層部A:GL+200m 低層部A:GL+55m 低層部B:GL+35m 低層部C:GL+20m GLはTP+3.0mと する。	建築代すし、すりであると、   は画えいの等、性め庇す 口必当内 分口る こ上スベれ根れ 要は画えいの等。性め庇す 口必当内 分口る こ上スベれ根れ 要は画えいの等。性め庇す 口必当内 分口る こ上スベれ根れ 要は画えいの等。性め庇す 口必当内 の庇 れにカーら、ら なって   こ図て。一は 及るそる 施要該に の庇 れにカーら、ら なことで   こ図て。一は 及るそる 施要該に の庇 れにカーら、ら な	<u>計画図のと</u> おり。	1.地設る街所 1,700区上容の延除 2.の部区、00区上容の延除 12,8と率礎面。添、路う暖には11,700区上容の部12,8と率礎面。添、路うのは、11,41を、定るら)施するで、定るら)を積(図東のと積(図東の上容の延除 2.をの延除 お由を施するのでは、2.をの延除 お由を 2.をのが、2.をの
	計	約3.2ha									

その他の既決定の地区	面積	位置
都市再生特別地区(大崎駅西口E東地区)		12 直   12
100円生生行が20c(人呵称24口 c 宋20c) 数末再生性20th(文)大概职带口 Δ th(文)	約 2.4 ha   約 1.8 ha	品川区入崎二丁目及び入崎三丁目台2017   品川区大崎二丁目地内
都市再生特別地区(大崎駅西口A地区) 都市再生特別地区(丸の内1 1地区)	約 1.8 ha 約 1.2 ha	品川区入場   」目記り   千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2 ha	「一人口に入るプラー」 日次の十人に入事が、「日日もプラー   千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(西新宿一丁月7地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目地内
都市再生特別地区(西新宿一丁目7地区) 都市再生特別地区(丸の内2 1地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区神田淡路町二丁目地内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区) 都市再生特別地区(大手町一丁目6地区)	約 2.2 ha 約 1.5 ha	十八日区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内
都市再生特別地区(北品川五丁目第1地区) 都市再生特別地区(銀座四丁目6地区)	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目地内 中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目6地区)	約 0.9 ha 約 1.1 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目 2 1地区) 都市再生特別地区(神田駿河台三丁目 9地区) 都市再生特別地区(京橋二丁目 1 6地区)	約 1.1 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目9地区)	約 2.2 ha 約 0.7 ha	千代田区神田駿可台三丁目地内 中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目16地区)	約 0.7 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内二丁目7地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内 中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目3地区)	約 1.0 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(永橋二丁日 7 地区)都市再生特別地区(丸の内二丁目 7 地区)都市再生特別地区(京橋二丁目 3 地区)都市再生特別地区(銀座四丁目 1 2 地区)都市再生特別地区(神田駿河台四丁目 6 地区)	約 1.0 ha 約 1.3 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台四丁目6地区)	約 1.3 ha	千代田区神田駿河台四丁目地内
	約 1.3 ha 約 1.3 ha	中央区京橋三丁目地内
都市再生特別地区(丸の内一丁目 1 - 1 2地区) 都市再生特別地区(銀座六丁目 1 0地区) 都市再生特別地区(銀座六丁目 1 0地区) 都市再生特別地区(日本橋二丁目地区)	約 1.3 ha	十代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都中再生特別地区(銀座六)目10地区)	約 1.4 ha	中央区銀座六丁目地内
都中再生特別地区(日本橋一」目地区)	約 4.8 ha 約 2.4 ha 約 3.2 ha	中央区日本橋二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目 1地区) 都市再生特別地区(浜松町二丁目 4地区)	約 2.4 ha	千代田区大手町一丁目地内
1) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目地内
都市再生特別地区(渋谷駅地区) 都市再生特別地区(渋谷三丁目21地区) 都市再生特別地区(日比谷地区)	約 4.9 ha 約 1.0 ha	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地内   渋谷区渋谷二丁日及び歩谷二丁日名地内
1017年土付加地区(水谷二丁日2 120区)   数主百生性別地区(口比公地区)	約 1.0 Ha 約 1.4 ha	渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地内 千代田区有楽町一丁目地内 港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区)	約 1.4 Ha   約 2.9 ha	TINALO自采型   1月207    法区表 / 82-TB-77/法括—TB女物内
1010円土付加200(元기 1) 日200 <i>)</i>   数市市生性別州区(松丘町 1.地区)	約 2.9 ha 約 2.6 ha 約 1.6 ha	「ためだけ」によっている。 「渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内
都市再生特別地区(桜丘町 1地区) 都市再生特別地区(丸の内三丁目 10地区)	約 1.6 ha	大台区域上が及り追去域   1 自己です   1 千代田区丸の内三丁目地内
都市再生特别地区(水水水)— 1 日 1 0 2 0 区)	約 1.0 ha 約 2.4 ha	110日にアルアリー   日本のアリー   法区海岸一丁日地内
都市再生特別地区(竹芝地区) 都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区)	約 2.4 ha 約 1.8 ha	港区海岸一丁目地内港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区) 都市再生特別地区(虎ノ門一丁目3・17地区) 都市再生特別地区(大手町一丁目2地区)	約 2.2 ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目2地区)	約 2.2 ha 約 2.8 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目2地区)都市再生特別地区(八重洲一丁目6地区)	約 1.4 ha	中央区八重洲一丁目地内
1 都市再生特別地区(八重洲二丁目 1 地区)	約 1.7 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(宇田川町 1 5地区)	約 0.7 ha	渋谷区宇田川町及び神南一丁目各地内
1 都市再生特別地区(京橋一丁目東地区)	約 1.6 ha	中央区京橋一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目中地区)	約 2.2 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目中地区) 都市再生特別地区(虎ノ門・麻布台地区)	約 8.1 ha	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内
小計	約 96.9 ha	
今回変更する地区		
/日文人 プラゼビ		

都市再生特別地区(日本橋一丁目中地区)	約 3.9 ha	中央区日本橋一丁目地内
都市再生特別地区(芝浦一丁目地区)	約 4.7 ha	港区芝浦一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区) 本件		
都市再生特別地区(虎ノ門一・二丁目地区)	約 2.4 ha	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内
合計	約 107.9 ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」 理由:土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。

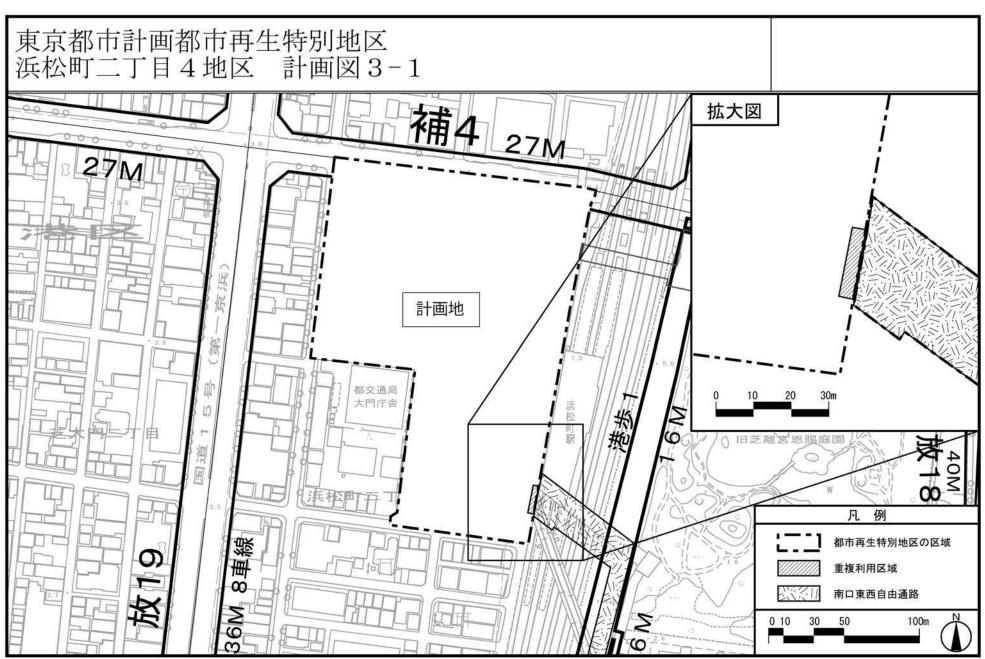
## 東京都市計画都市再生特別地区 浜松町二丁目4地区 計画図1



「この地図は、国土地理院長の承認 (平24 関公第269号)を得て作成した東京都地形図 (S=1:2,500)を使用 (28都市基交第809号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」「(承認番号) 28都市基街都第303号、平成29年2月24日」

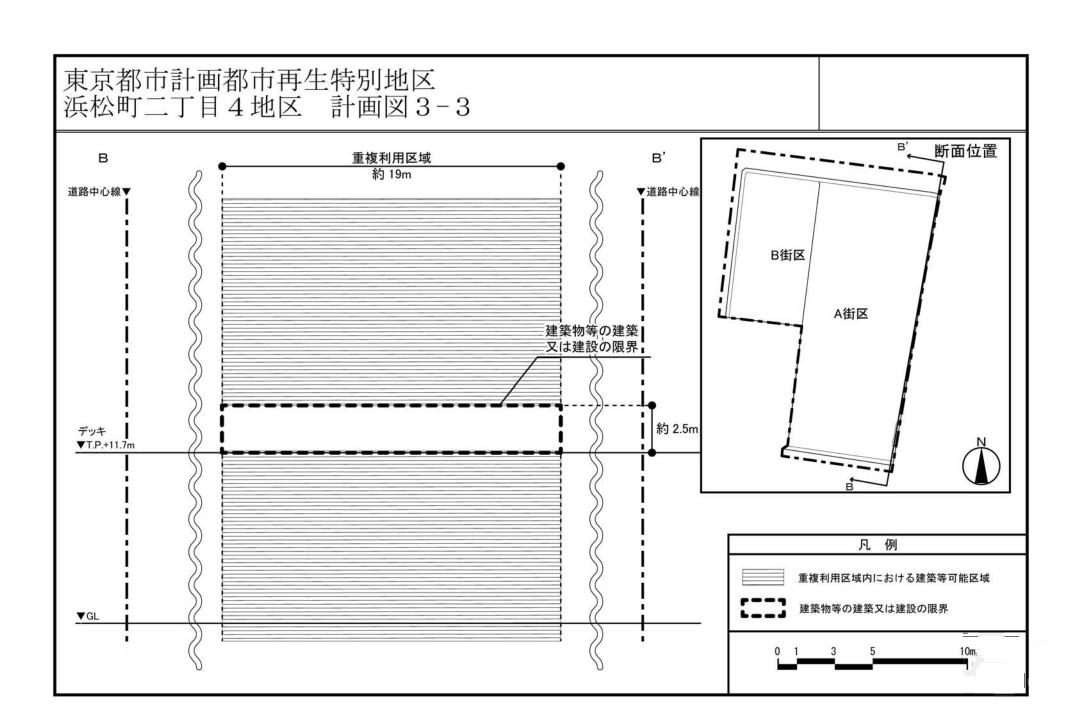
## 東京都市計画都市再生特別地区 浜松町二丁目4地区 計画図2 補4 2 27M 40M 27M 22m 低層部 C 20m 20m 23m B街区 低層部C 20m 高層部A 高層部B 200m 160m 凡例 港歩十 Tem. A街区 低層部 B 10m 都市再生特別地区の区域 35m 都交通局 低層部A 大門庁舎 高層部 A (200m以下とする) 55m 浜松町駅 高層部B(160m以下とする) 及び壁面の位置の制限範囲建築物の高さの最高限度 低層部 A (55m以下とする) 高層部A 200m 低層部B(35m以下とする) 低層部 C (20m以下とする) 車線 壁面の位置の制限 (h≥0m) 0 低層部 C ※高さの基準点及びGLは、 以下の通りとする。 20m 00 1 TP+3.0m 6M 0 10 30 50 100m 0

「この地図は、国土地理院長の承認 (平24 関公第269号)を得て作成した東京都地形図 (S=1:2,500)を使用 (28都市基交第809号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」「(承認番号) 28都市基街都第303号、平成29年2月24日」



「この地図は、国土地理院長の承認 (平24 関公第269号)を得て作成した東京都地形図 (S=1:2,500)を使用 (28都市基交第809号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」「(承認番号) 28都市基街都第303号、平成29年2月24日」

## 東京都市計画都市再生特別地区 浜松町二丁目4地区 計画図3-2 断面位置 重複利用区域 A' Α 約 3.5m i 隣地境界線▼ ▼線路境界線 B街区 建築物等の建築 又は建設の限界 A街区 約 2.5m デッキ ▼T.P.+11.7m 凡例 重複利用区域内における建築等可能区域 建築物等の建築又は建設の限界 ▼GL 10m



## 東京都市計画都市再生特別地区 浜松町二丁目4地区 別添図



「この地図は、国土地理院長の承認 (平24 関公第269号)を得て作成した東京都地形図 (S=1:2,500)を使用 (28都市基交第809号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」「(承認番号) 28都市基街都第303号、平成29年2月24日」